

福岡県医師会第2101号（地）

平成18年2月24日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 竹 嶋 康



障害者自立支援法施行に伴う市町村審査会等への協力依頼について（お願い）

本年4月1日からの障害者自立支援法施行に関しましては、平成18年1月6日付け福岡県医師会第1762号および平成18年1月13日付け福岡県医師会第1827号にて通知いたしておりましたが、この度、福岡県保健福祉部障害者福祉課長より別添のとおり協力依頼があり、平成18年2月23日開催の本会第32回全理事会において協議の結果、協力することになりましたのでお知らせいたします。

本件は、障害程度区分の審査判定業務及び市町村の支給要否決定を行うにあたり意見を聴くための機関として市町村審査会を設置し、その審査会委員の医師の立場として協力していただきたい旨の通知であります。

つきましては、本件の趣旨をご理解のうえ、市町村より協力要請があった際は、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

なお、『障害者自立支援・主治医意見書』説明会については、下記のとおり予定いたしており、詳細につきましては後日お知らせいたします。

平成18年3月22日（水）19：00～21：00 於：久留米医師会館

平成18年3月23日（木）19：00～21：00 於：福岡県医師会館

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



17障第 3993 号
平成18年2月14日

社団法人 福岡県医師会会長 殿

福岡県保健福祉部障害者福祉課長



障害者自立支援法施行に伴う市町村審査会等への協力依頼について

平素より、本県の障害者福祉行政の推進に御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、障害者が地域で暮らせる社会を目指し、自立と共生の社会を実現させるための障害者自立支援法が本年4月1日に施行されることに伴い、市町村及び県におきまして円滑な法施行に向けての準備を進めているところです。

また、市町村審査会（以下「審査会」という。）は障害程度区分の審査判定業務及び市町村の支給要否決定を行うにあたり意見を聴くための機関として各市町村に設置されますが、県といたしましては、全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に審査会が行われるよう、審査会委員や医師意見書を記載する医師の研修等を実施することにしていきます。

つきましては、大変お忙しいところ恐れ入りますが、下記のことについて、貴会及び貴会に所属されている医師からの御協力、御指導等をいただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 市町村より依頼される市町村審査会への委員就任について
- 2 県が開催する市町村審査会委員研修の受講について
- 3 県が貴会に委託する主治医研修の受託及び開催について



障害者自立支援法（抜粋）

（定義）

第四条

第4項 この法律において「障害程度区分」とは、障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいう。

（市町村審査会）

第十五条 第二十六条第二項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給に関する審査会（以下「市町村審査会」という。）を置く。

（委員）

第十六条 市町村審査会の委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定める数とする。

- 2 委員は、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が任命する。

（共同設置の支援）

第十七条 都道府県は、市町村審査会について地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定による共同設置をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うことができる。

- 2 都道府県は、市町村審査会を共同設置した市町村に対し、その円滑な運営が確保されるように必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。

（政令への委任）

第十八条 この法律に定めるもののほか、市町村審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

（介護給付費等の支給決定）

第十九条 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）を受けなければならない。

- 2 支給決定は、障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、障害者又は障害児の保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その障害者又は障害児の保護者の現在地の市町村が行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法第十六条第一項の規定により入所措置が採られて障害者支援施設、のぞみの園又は第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設に入所している障害者及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所している障害者（以下この項において「特定施設入所障害者」と総称する。）については、その者が障害者支援施設、のぞみの園、第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設又は同法第三十条第一項ただし書に規定する施設（以下「特定施設」という。）への入所前に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所障害者（以下この項において「継続入所障害者」という。）については、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地）の市町村が、支給決定を行うものとする。ただし、特定施設への入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかった特定施設入所障害者については、入所前におけるその者の所在地（継続入所障害者については、最初に入所した特定施設の入所前に有した所在地）の市町村が、支給決定を行うものとする。
- 4 前項の規定の適用を受ける障害者が入所している特定施設は、当該特定施設の所在する市町村及び当該障害者に対し支給決定を行う市町村に、必要な協力をしなければならない。

（申請）

第二十条 支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請をしなければならない。

- 2 市町村は、前項の申請があったときは、次条第一項及び第二十二条第一項の規定により障害程度区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため、厚生労働省令で定めるところにより、当該職員をして、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者に面接をさせ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該調査を第三十二条第一項に規定する指定相談支援事業者その他の厚生労働省令で定める者（以下この条において「指定相談支援事業者等」という。）に委託することができる。

- 3 前項後段の規定により委託を受けた指定相談支援事業者等は、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有するものとして厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。
- 4 第二項後段の規定により委託を受けた指定相談支援事業者等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）若しくは前項の厚生労働省令で定める者又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、当該委託業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。
- 5 第二項後段の規定により委託を受けた指定相談支援事業者等の役員又は第三項の厚生労働省令で定める者で、当該委託業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 6 第二項の場合において、市町村は、当該障害者等又は障害児の保護者が遠隔の地に居住地又は現在地を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。

（障害程度区分の認定）

- 第二十一条 市町村は、前条第一項の申請があったときは、政令で定めるところにより、市町村審査会が行う当該申請に係る障害者等の障害程度区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害程度区分の認定を行うものとする。
- 2 市町村審査会は、前項の審査及び判定を行うに当たって必要があると認めるときは、当該審査及び判定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

（支給要否決定等）

- 第二十二条 市町村は、第二十条第一項の申請に係る障害者等の障害程度区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定（以下この条及び第二十七条において「支給要否決定」という。）を行うものとする。
- 2 市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村審査会又は身体障害者福祉法第九条第六項に規定する身体障害者更生相談所（第七十四条及び第七十六条第三項にお

いて「身体障害者更生相談所」という。）、知的障害者福祉法第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター若しくは児童相談所（以下「身体障害者更生相談所等」と総称する。）その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

- 3 市町村審査会、身体障害者更生相談所等又は前項の厚生労働省令で定める機関は、同項の意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、当該支給要否決定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。
- 4 市町村は、支給決定を行う場合には、障害福祉サービスの種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量（以下「支給量」という。）を定めなければならない。
- 5 市町村は、支給決定を行ったときは、当該支給決定障害者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、支給量その他の厚生労働省令で定める事項を記載した障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）を交付しなければならない。

（支給決定の有効期間）

第二十三条 支給決定は、厚生労働省令で定める期間（以下「支給決定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

（支給決定の変更）

第二十四条 支給決定障害者等は、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの種類、支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができる。

- 2 市町村は、前項の申請又は職権により、第二十二条第一項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、支給決定障害者等につき、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る支給決定障害者等に対し受給者証の提出を求めるものとする。
- 3 第十九条（第一項を除く。）、第二十条（第一項を除く。）及び第二十二条（第一項を除く。）の規定は、前項の支給決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 4 市町村は、第二項の支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認めるときは、障害程度区分の変更の認定を行うことができる。

- 5 第二十一条の規定は、前項の障害程度区分の変更の認定について準用する。
この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 6 市町村は、第二項の支給決定の変更の決定を行った場合には、受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

(政令への委任)

第二十七条 この款に定めるもののほか、障害程度区分に関する審査及び判定、支給決定、支給要否決定、受給者証、支給決定の変更の決定並びに支給決定の取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

「福岡県障害程度区分認定調査員等研修事業」調査結果表(見込み)

H18. 2. 15 現在

	郡市医師 会名	市町村名 (合併年月日)	合併前 市町村名	1 居宅サービス利用者数見込み					2 障害程度区分認定調査員			3 市町村審査会				市町村名	委員数 見込み	一合議体 審査件数	合議 体数	一合議体 委員数
				身体	知的	精神	計	委託 の有	委託先等	調査員数 見込有無	調査 員数	設置 時期	議会 上程	設置 形態						
1	遠賀 中間	中間市		35	8	7	50	無	嘱託職員を雇用	有	6	7月	6月	単独		26	30	2	5	
		芦屋町		15	15	5	35	無	職員が実施	有	1	4月	3月	単独		5	20	1	5	
		水巻町		35	18	13	66	有	未定	無		4月	3月	単独		7	20	1	7	
		岡垣町		4	37	5	46	無	職員(臨時)が実施	有	5		3月	単独		5	6	2	5	
		遠賀町		12	17	2	31	無	職員が実施	有	2	4月	3月	単独		5	10	1	5	
		行橋市		75	45	20	140	無	職員、嘱託職員が実施	有	4	4月	3月	単独		21	20	3	7	
2	京都	苅田町		36	30	0	66	無	嘱託職員を雇用	有	1	7月	6月	未定						
			犀川町		3	4	0	7	未定											
			みやこ町 (18.3.20)	勝山町	5	2	0	7	無	職員が実施	無									
			豊津町	9	0	0	9	無	未定	無										
3	豊前 築上	豊前市		30	12	3	45	無	職員が実施	有	4	7月	6月	共同	豊前市、築上町、上毛 町、吉富町					
		築上町		40	7	3	50	無	職員が実施	有	2									
		上毛町		3	7	0	10	無	職員が実施	有	2									
		吉富町		10	6	4	20	無	職員が実施	有	2									
4	筑紫	筑紫野市		45	53	22	120	無	職員、嘱託職員が実施	有	2	7月	6月	共同	筑紫野市、大野城市、春 日市、太宰府市、那珂川 町	60	20	10	5	
		春日市		35	38	15	88	有	未定	有	1									
		大野城市		34	35	20	89	無	職員が実施	有	8									
		太宰府市		47	34	7	88	無	職員が実施	無										
5	糸島	那珂川町		12	11	2	25	未定		無										
		前原市		46	43	3	92	無	職員が実施	有	2	4月	3月	単独		5	25	1	5	
		二丈町		10	5	2	17	無	職員が実施	有	1	9月	6月	単独		5	30	1	5	
		志摩町		13	19	3	35	無	職員が実施	有	1	9月	6月	単独		5	30	1	5	
6	粕屋	古賀市		35	32	11	78	無	職員が実施	有	3	4月	3月	単独		6	20	1	5	
			宇美町		22	26	4	52	有	宇美町社会福祉協議会、嘱 託職員を雇用	有	2	未定		単独		5	9	1	5
			篠栗町		18	24	4	46	未定		無		未定		未定					
			志免町		21	28	6	55	有	未定	無		未定		未定					
			須恵町		35	30	15	80	無	職員、嘱託職員が実施	有	3	10月	6月	未定					
			新宮町		21	10	16	47	無	嘱託職員を雇用	有	1	6月	3月	単独		6	15	1	6
			久山町		5	7	1	13	無	職員が実施	無		未定		未定					
			粕屋町		20	45	10	75	無	職員、嘱託職員が実施	有	2	6月	3月	単独		5	15	1	5
7	宗像	宗像市		55	30	15	100	無	職員、嘱託職員が実施	有	3	4月	3月	共同	宗像市、福津市	10	20	1	7	
		福津市		39	23	4	66	未定		無										
8	直方 鞍手	直方市		102	122	10	234	無	職員、嘱託職員が実施	有	2	5月	3月	単独		12	20	2	5	
		宮若市		25	22	0	52	無	職員が実施	有	1	未定		未定						
		小竹町		16	18	2	36	未定		有	2	5月	3月	未定		5	26	1	5	
		鞍手町		8	30	3	41	無	職員が実施	無		未定		広域		6		1	6	
9	田川	田川市		100	126	24	250	無	職員(臨時)が実施	有	2	4月	3月	単独		10	20	2	5	
		香春町		27	15	5	47	無	職員が実施	有	3	5月	3月	単独		5	2	1	5	
		添田町		30	5	5	40	未定		無		4月	3月	未定						
		糸田町		23	28	10	61	無	職員が実施	有	2		6月	単独		5	20	1	5	
		川崎町		39	12	0	51	無	職員が実施	有	2	6月	6月	単独		5	6			
			福智町 (18.3.6)	金田町	20	20	15	55	未定		無		8月	6月	単独					
			赤池町	15	6	0	21	無	職員が実施	有	3									
			方城町	14	8	4	26	未定		無										
			大任町		11	19	30	60	無	職員が実施	有	2	9月	6月	単独		5	30	1	3
			赤村		8	6	1	15	無	職員が実施	有	2	未定		単独		5			
10	飯塚	飯塚市 (18.3.26)	飯塚市	165	95	35	295	無	嘱託職員を雇用	有	3	4月	2月	単独		14	23	2	7	
			筑穂町																	
			穂波町																	
			庄内町																	
			頼田町																	
			嘉麻市 (18.3.27)	山田市	21	13	0	34	無	職員が実施	無		7月	6月	単独		7	25	1	5
11	久留米	稲築町		24	16	6	46	無	職員が実施	有	2									
		碓井町		8	7	0	15	無	職員が実施	有	2									
		嘉穂町		7	10	5	22	無	職員が実施	有	6									
		桂川町		30	20	5	55	無	職員が実施	有	3	4月	3月	単独		7	20	1	5	
12	大牟田	久留米市		357	364	78	799	有	久留米市社協	有	4	4月	3月	単独		36	20	6	6	
		大牟田市		139	122	34	295	無	嘱託職員を雇用	有	2	4月	2月	単独		10	20	2	5	
13	八女 筑後	高田町		3	6	0	9	無	職員が実施	有	2	9月	6月	共同	瀬高町、山川町	5	20	1	5	
		八女市		29	13	6	48	無	嘱託職員を雇用	有	1	5月	3月	単独		5	20	1	5	
		筑後市		50	70	14	134	無	嘱託職員を雇用	有	2	3月	4月	単独		6	20	1	6	
		黒木町		5	13	2	20	未定		無		未定		未定						
		上陽町		9	2	0	11	無	職員が実施	有	2			委託	八女市					
		立花町		11	1	2	14	無	職員が実施	有	2	9月	6月	単独		5	3	1	5	
		広川町		7	30	3	40	無	職員が実施	有	2	7月	6月	単独		5	20	1	5	
		矢部村		2	1	1	4	無	職員が実施	有	4	未定		単独						
14	甘木 朝倉	星野村		1	2	0	3	無	職員が実施	有	4	未定		広域		5	4	1	5	
		朝倉市 (18.3.20)	甘木市	8	18	1	27	無	職員が実施	有	6	6月	6月	単独		5	20	1	5	
			杷木町	2	4	2	8	無	職員が実施	有	4									
			朝倉町	1	9	1	11	無	職員が実施	有	2									
15	小郡 三井	筑前町		16	15	3	34	未定				未定		未定						
		東峰村		2	1	0	3	無	職員が実施	有	1	未定		未定						
16	大川 三潁	小郡市		32	45	15	92	有	サポネットおごおり	有	1	5月	3月	単独		5	20	1	5	
		大刀洗町		6	12	2	20	無	職員が実施	有	1	未定		単独		5	20	1	5	
17	柳川 山門	大川市		9	13	5	27	無	嘱託職員を雇用	有	1	4月	3月	単独		5	20	1	5	
		大木町		14	2	0	16	無	職員が実施	有	1	未定		未定						
18	浮羽	柳川市		25	39	5	69	無	嘱託職員を雇用	有	1	4月	3月	単独		5	25	1	5	
		瀬高町		7	7	4	18	無	職員が実施	有	1	6月	6月	未定						
		山川町		1	3	1	5	無	職員が実施	有	3	7月	6月	共同	瀬高町、高田町	5	20	1	5	
		うきは市		20	16	5	41	無	職員が実施	有	2	3月	3月	単独		5	20	1	5	
(県域)合 計				2,274	2,107	566	4,952					144				374				

※各項目の数値は、各市町村における現時点での見込みの数である。

※1 居宅サービス利用者数見込み の合計数が主治医意見書の必要数となる。